

進路だより

北九州市立特別支援学校
北九州中央高等学園 進路支援部
令和6年7月11日(木)
第11号

◆**じっしゅうほうこくかい** **実習報告会**◆

6月24日(月)に2,3年生、26日(水)に1年生の実習報告会を行いました。実習の様子をスライドに流しながら、生徒自身が成果と課題を中心に発表していきましました。校内実習を行った1年生は、「大きな声で自分から挨拶や返事ができるようになりました。」校外で実習した2,3年生は「安全に気をつけながら、スピードをあげて作業することができました。」「分からないことは、意識してすぐ質問するように心がけました。」などが成果として報告できていました。発表時には、少し緊張した様子がかえましたが、最後までどの生徒も頑張っていました。実習でお世話になった方のお話として『社会福祉法人 いわき福祉会 プロムナードとばた』の施設長様より「企業が求める人材とは」という題目で、お話をいただきました。



「企業が求める人材」とは

①明るく笑顔で挨拶のできる人

②自分を大切にできる人

③関係者をファンにする対応を心掛ける人

- ①明るく笑顔で挨拶のできる人は、周りの人を明るくさせ人間関係を円滑にします。
- ②目標に向かって働いている人は、生き生きとしていて周りからも信頼されます。
- ③「〇〇さんと一緒に活動がしたい」と言っていただけの対応ができる人。
- まとめとして、「学校や家庭で学んでいることが、働き続けるために大切なことです。」

とおっしゃっていました。今回の実習で課題となったところは、家庭生活や学校生活の中で改善していき、卒業後の素敵な社会人を目指してほしいです。

◆**そつぎょうごしょうがいふくし** **じぎょう りよう きぼう** **かたがた** **卒業後障害福祉サービス事業の利用を希望される方々へ**◆

障害福祉サービスを利用するためには、北九州市から発行される『障害福祉サービス受給者証』が必要です。その『障害福祉サービス受給者証』をいただくためには、『障害支援区分認定』を受け、事前にどのような支援やサポートが必要かを把握し、利用するにあたって、給付のための申請を行う必要があります。



『障害支援区分認定』とは、障害者総合支援法で、公平なサービスを利用することや必要な支援を明確にするために、障害者の特性や必要とする支援の程度を総合的に表すための指標になります。『障害支援区分認定』では、区分が6段階に分けられており、その区分によって利用できるサービスに差が生じてきます。この申請を行わなければ、認定を受けることは出来ません。すなわち障害福祉サービス事業を利用することができないのです。

障害福祉サービス事業所の利用を検討している方は、まずは『障害支援区分認定』を受けるために申請を行いましょう。申請は、18歳の誕生日を迎える3カ月前から又は18歳を迎える年度の7月より居住区役所の保健福祉課で申請ができます。申請後は、訪問調査として市職員が聞き取り調査に伺うようになっています。

申請する前、進路支援部までご相談ください。訪問調査を受ける際のポイントをお伝えします。